

建設発生土の取扱いの改正について (お知らせ)

令和 8 年 3 月
山口県土木建築部

県土木建築部が発注する工事における建設発生土については、現場内や公共工事間の流用、一時的な仮置き等により残土発生抑制に努めることとし、やむを得ず残土が発生する場合は、関係法令に基づき、適正に残土処分を行うこととしています。

このたび、更なる適正処分を図るため、取扱いを以下のとおり改正します。

1 民間残土処理場の承諾申請について

県土木建築部の発注工事において、やむを得ず残土が発生する場合、県が定める公共残土処理場の受入対象外地域では、県が適正な搬出先として承諾した民間残土処理場を搬出先としています。

このたび、その承諾に係る申請方法・審査基準等を新たに定め、承諾を希望する民間残土処理場の管理者が、直接、県に申請を行うことが可能となりました。

対象地域：公共残土処理場の受入対象外地域（民間残土処理場対象地域）

申請方法及び審査基準等：山口県技術管理課ウェブページに掲載

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23460.html>

従来どおり、工事の受注者を経由した申請も可能です。

受注者の届出様式も変更しました。（上記 URL に掲載）

2 積算上の取扱い アンダーライン部が今回の改正箇所です。

| 区分 | 公共残土処理場 | 民間残土処理場（承諾済み） |
|------|-------------|-----------------------------|
| 処分費用 | 協定を締結した処理単価 | <u>1,100円/m³</u> |
| 運搬距離 | 実距離 | 上限20km (実距離により設計変更) |

税抜価格（捨土整正費用、捨土料、防災施設費等の全てを含みます。）

3 適用

令和8年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事に適用します。

ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、令和8年4月1日以降、入札参加資格審査結果の通知を行う工事に適用します。

民間残土処理場の承諾申請について（R8.4.1以降）

【様式1】残土処理場に関する申請書 （民間残土処理場管理者用）

民間残土処理場管理者



必要書類を整理
詳細は以下HP参照
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23460.html>

申請

結果通知
（承諾/不承諾）

土木建築事務所長 （窓口：企画調査室）



- ・必要書類が提出されている
- ・関係法令の手続きが完了している
- ・地権者、隣接地権者等の同意が得られている など

一覧表に追加記載
（事務所で掲示又は閲覧）

工事の受注者を経由した申請も可能です。

残土搬出前には、これまでどおり受注者からの届出が必要です

【別添1】残土処理場に関する届（受注者用）

受注者



一覧表の中から搬出する
処理場を選定
一覧表にないものは、
上記申請が必要

提出

回答

監督職員等



- ・承諾済み民間残土処理場である
- ・容量に余裕がある
- ・全体計画に変更がない
変更ありの場合、上記申請が必要